

所得税の還付申告はお早めに

確定申告の受付

2月17日(月)～3月17日(月)

※還付申告は2月15日(土)以前でも行えます

給与所得者等の還付申告

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税および復興特別所得税が清算されるため、確定申告は不要です。

ただし、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっているときには、還付を受けるための申告(還付申告)により税金が還付されます。

手続きの際は、給与や年金などの源泉徴収票と各種控除証明書など必ず原本をご用意ください。また、医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費明細書の作成もお願いします。

医療費控除
あなたが、ご自身やご家族(同一生計)の病气やけがなどにより支払った医療費が一定額を超えたとき
会社などを中途退職した方

平成25年中に会社などを退職し、年末調整をしていないとき

還付申告の受付

上尾税務署以外に、町でも次の日程で還付申告の受付を行います。

ただし、譲渡所得や贈与税の申告相談などは受付できませんので、上尾税務署へ提出してください。

日時 2月12日(水)、13日(木)9時～15時30分
場所 役場3階第1会議室

申告書の作成は
国税庁ホームページで!

画面の案内に従って、金額等を入力すれば、税額が自動計算され、ご自宅でも申告書等の作成ができます。

還付申告のお問い合わせ

税務課町民係内②152
上尾税務署個人課税第一部

門(申告案内窓口) ☎7770
1800自動音声案内
上尾市大字西門前577

関東信越税理士会
からのお知らせ

無料申告相談

2月1日から15日(土・日曜および祝日を除く)までの間、税理士事務所において次の方々のうち少額な場合、税務相談および申告書の作成を無料で行いますので、関東信越税理士会上尾支部へ事前に電話連絡のうえ、ご相談ください。

年金を受けていられる方
給与所得者で医療費控除を受けようとする方
年の途中で退職または就職された方など

☎ 関東信越税理士会上尾支部 ☎776 8777 (9時30分～16時)

償却資産の申告は 1月31日(金)までです

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいい、固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっていきます。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

申告を要する方
償却資産を町内に所有する方または貸し付けている方
(なお、平成26年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。)

償却資産の種類
構築物①広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
機械および装置②コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、建設機械など
車両および運搬具③ブルドーザーなど

工具、器具および備品④机、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほだ木、無人駐車管理装置、金型など
申告を要しない資産
耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの

家庭用に使われる資産
自動車税、軽自動車税の課税対象である自動車、原動機付自転車など

電子申告のご案内

インターネットを利用した電子申告システム「eLTA X」(エルタックス)で償却資産の申告ができます。
詳しくは町ホームページ(生活ガイド「税・保険・年金」)をご覧ください。

☎ 税務課固定資産税係内②154

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書（普通徴収分）を送付します

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 介護保険料は、所得税や住民税の申告で社会保険料控除として所得から差し引くことができます。普通徴収（納付書または口座振替）で納付した方には、平成25年中の納付額を記載した「納付額確認書（社会保険料控除用）」を、1月下旬に納付義務者あてに送付します。なお、この確認書には特別徴収（年金天引）分は含まれていませんので、年金支払機関

（日本年金機構など）から送付される源泉徴収票等で確認してください。

障害年金、遺族年金から天引きされた方には源泉徴収票は送付されませんので、納付額の確認が必要な方は、各担当へご連絡ください。

④ 保険医療課国民健康保険係 ②173

⑤ 保険医療課医療係 ②177

① 福祉課介護保険管理係 ②124

非自発的失業に対する国保税の軽減制度

知か
ご存です

国民健康保険に加入された方で、次のいずれかに該当し、雇用保険受給資格証に記載されている離職理由コードが

11、12、21、22、23、31、32、33、34となっている方は、国保税の軽減が受けられます。

会社都合退職の場合（企業の倒産、リストラなど）

自己都合退職で特定の理由に該当する場合

軽減期間 離職日の翌日の属

する月から年度末までとその翌年度の最大2年度間（その間に国保を脱退した場合は、軽減は終了します。）

軽減割合 課税の根拠となる前年中の給与所得を100分の30として計算します。

申請に必要な書類 町国民健康保険被保険者証、雇用保険受給資格者証

④ 保険医療課国民健康保険係 ②172

国民年金制度のあらまし

問 保険医療課国民年金係 ②173

が変わったときは、その都度届出が必要です。

年金つて若いときにも関係あるの

関係あります！国民年金は老後の年金だけでなく、病气やけがで障害が残ったときにも、障害基礎年金が支給されます。（ただし一定以上の年金保険料の納付があるなどの要件を満たすことが必要です。）

交通事故やけがなど、万が一のことはいつ自分の身に起こるか分かりません。そんなときに、生活の支えになるのが障害基礎年金です。また、一家の働き手が亡くなったとき、残された家族を支える遺族基礎年金もあります。

保険料はいくら・どうやって納めるの

第1号被保険者の保険料は、1か月15,040円（平成25年度額）です。日本年金機構から納付書が送られてき

収入がなくて保険料を納められない場合は

（注）国民年金基金に加入している方は、付加保険料の申込みはできません。

学生であれば、在学中の保険料が後払いできる学生納付特別制度があります。学生でない方も保険料の免除や納付猶予を受けられる制度があります。いずれも前年所得による審査がありますが、納められないときはそのままにせず、ご相談ください。



国民年金にはどんな人が加入するの

A 国民年金には、日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人加入します。職業によって次の3つの種類（被保険者）に分けられます。

第1号被保険者 学生、フリーアルバイト、自営業者など（第2号・第3号以外の人）

第2号被保険者 会社員や公務員（厚生年金や共済組合に加入している人）

第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者（就職や退職、結婚や離婚などで加入の種類や氏名・住所